'75 12
No. 43
昭和50年12月1日発行
発行　横越村役場

広報よこし

おもな内容
1. きれいな選挙を期待（P1）
2. 除雪は協力しあって（P2）
3. 土地建物を売ったときの税金（P2）
4. 人権コーナー（P2）
5. むらの家計簿（P3）
6. 小さな親切（P3）
7. 家庭科研究発表会（P4）
8. 菊花展、囲碁将棋大会（P4）

"働く"シリーズ⑪

金婚に距縫布団を贈られて
木津しのぶ

きれいな選挙を期待

…公職選挙法が一部改正される…

公職選挙法の一部が改正され、十月十四日から施行されました。今回の改正は、最近における選挙の実情にてらし、その公正を確保するため行われたものです。改正内容の主な点は、おおむね次のとおりです。

政治活動用文書図画提示の制限

公職の候補者等（公職の候補者、公職の候補者となろうとする者、および公職にある者をいう。以下同じ）が、政治活動のためにその氏名、または氏名が類推されるような事項を表示する文書図画、および後援団体が政治活動のために、その名称を表示する文書図画については、次に掲げるもの以外は選挙運動用の文書図画とみなされ、掲示することが禁止されました。

①公職の候補者等、または後援団体の政治活動のための事務所に掲示する立札、看板の類（選挙の種類ごとに定められた数＝村の場合は村議、村長選四＝の総数の範囲内で一事務所ごとに二枚まで。規格＝縦一五〇㌢横四〇㌢以内のもの。）〈注〉この立札、看板の類は、選挙の種類に応じて、その選挙を管理する選挙管理委員会の定める表示をしなければ掲示することができません。

②ベニヤ板、プラスチック板を用いて掲示する以外のポスター。〈注〉時局講演会等の周知のためのポスターで、ベニヤ板等の裏打ちしてあるものについては、違法のポスターとなります。

③政治活動のための演説会講演会、研修会等の集会場でその開催中使用するもの。

④確認団体が、選挙期間中に認められる政治活動のために使用することができるもの

事務所の立看板に「表示板」必要

このたびの公職選挙法の改正に伴い、十月十四日（改正法の施行日）からは、公職の候補者等および後援団体の政治活動のための事務所に掲示する立札、看板の類は、選挙に応じて、その選挙を管理する選挙管理委員会の定める表示をしなければ掲示できないことになりました。

村の選挙管理委員会が管理する選挙（村議会議員、および村長の選挙）に関するものについては、村の選挙管理委員会で、表示板を交付しますので、当該公職の候補者等および後援団体の方々は、必ず表示板の交付を受けて表示して下さい。

候補者等の寄付の禁止

▼公職の候補者は、次に掲げる場合を除き、時期や名目のいかんを問わず、選挙区内の人に寄付することが禁止されました。

①親族（六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族）に寄付をする場合。

②政党、その他の政治団体等に寄付をする場合。（ただし、一定の期間は禁止されます。）

③選挙区内で行う講習会、その他の政治教育のための集会（一定の期間を除く）の必要やむを得ない実費を補償（参加者のための必要最少限の旅費、弁当代等）する場合。

また、公職の候補者等が役職員や構成員となっている会社や団体等が、その氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄付をすることも同様に禁止されます。従って親族に対する場合を除き、冠婚葬祭、近所つきあい等、通常一般の社交として行われる寄付、例えば花輪、供花、香典、祝儀なども禁止されます。

▼前述のとおり、寄付行為が大幅に禁止され、何人も公職の候補者等に対して寄付を要求（親族が要求する場合を除く）したり、選挙区内の人への寄付を勧誘してはならないことになります。

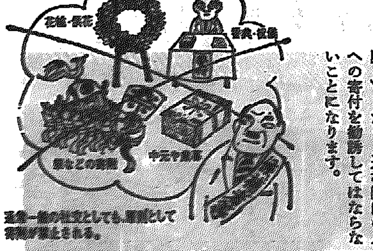
花輪・供花
香典・祝儀
中元や歳暮

横越

この一、二年横越村俳句熱が盛になり、公民館公募句会の参加者が漸次増加してきたことは本村文化活動の進展上喜ばしいことです。横越村の俳句活動はずい分長い伝統を持っているようです。寛保元年（一七四一）の俳書に横越人の句が記録されているとのことです。

一晴をするや枯木の雪の朝
一株の水仙寒の二間床
道は花の咲けど悲しき別哉
朧夜や塚の草木もうっとりと
見渡せば霧の深さや冬の山

然し、本格的に横越の俳句が華を咲かせたのは天保二年（一八二〇）[illegible]南江という方が横越に在住されその指導発展につとめられてからということです。それ以来県下俳句界でも重要な位置を占めるに至ったようです。

かへり咲花をこころの首途哉
草鞋の土に凍りつく別れかた

以降次々と指導者があらわれて横越俳句界の活動を継続されてきました。そして佐藤麦林寺先生に至ることになります。麦林寺先生の遺風が小阿賀吟社に受けつがれて今日に至るのでありましょう。

捨てた猫又抱き上げる[illegible]
霜の[illegible]待ちながら炭をつぐ

更に昭和初期[illegible]先生の[illegible]のタダオ先生が「[illegible]」同人として秀句を残されております。

霜と何時まで[illegible]の草の芽の青きに
毛虫焼いて昔ずっぱい日の匂いで
めだか[illegible]浮いたりして冬日のあ[illegible]

（以上横越村誌による）

今年は県下俳句大会を横越公民館で開催したりして、横越村の俳句も県俳句界で重要な存在になってきました。今後この長い歴史と伝統を持つ横越の俳句を更に発展させるため同好の士の多数の参加をお願いしたいものです。（田中）